



# パトロール各務原

令和5年9月（号外）

各務原警察署

058-383-0110

回覧

## 登山をする際は登山届を必ず提出を！

登山をする際には、「登山届」「登山計画書」「入山届」等と呼ばれる、登山日時や登山メンバー、登山ルート、持って行く装備品など、自分たちの登山計画のすべてをまとめた書類を作成して、その地域の警察に必ず提出しましょう。

提出方法については、警察署窓口のほか、FAX、メール、郵送等の方法があります。

届け出がなされていることで、万が一の遭難に遭った時に、迅速な救助活動に利用されることになります。



**10月3日は登山の日。日本山岳協会が1905年（明治38年）10月に発足し、「と（10）ざん（3）」と読む語呂合わせから定められたそうです。山に登ることで雄大な自然に触れ、自然の素晴らしさを知り、その恩恵に感謝する日とされています。**

**また、紅葉シーズンであることから、10月3日から11日までの9日間を登山週間とされています。**

各務原警察署管内には、【日本一迷いやすい登山道】と言われる標高316.5mの権現山があります。『それほど高くないから大丈夫だ』などと安易な気持ちで登山をすれば遭難のリスクが高まります。標高が低くても、登山の届出、非常食や飲料、防寒着等の準備をして登山を楽しみましょう。

令和5年1月17日より、山岳遭難発生時の遭難者の迅速な捜索と救助、山岳遭難の事故防止及び登山届の提出促進を目的として登山地図 GPS アプリ[YAMAP]が利用できます。アプリの地図から登山計画を立てて入力することにより警察への登山届の提出となりますので、こちらもご利用下さい。

**【問い合わせ先】 各務原警察署（TEL058-383-0110）**